

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号(最終改正：平成20年9月22日付け食安輸発第0922004号)にて通知したところですが、今般、牛乳を原材料に使用した複数の中国産加工食品からメラミンを検出したことから、中国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品に対する検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品  
中国産乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品
2. 検査の項目  
メラミン
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の2によること。
5. 検査の方法  
「食品中のメラミンの試験法について」(平成20年10月2日付け食安監発第1002003号)によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
メラミンが使用されているおそれがあるため。
7. 備考  
メラミンを検出した場合にあつては、食品衛生法第10条違反として措置すること。